

処 分 基 準

基準の名称	業務提供誘引販売取引に係る業務の禁止に係る基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
特定商取引に関する法律	5 7 の 2	業務提供誘引販売取引に係る業務の禁止
基 準 の 内 容		
<p>本件処分は、法第57条の2に定める処分の基準のほか、停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者が同種業務を繰り返す蓋然性等の観点も考慮の上、行うものとする。</p>		